

兵庫県公報

令和3年6月30日 水曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）	1
訓 令	
○ 職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）	2
人事委員会規則	
○ 職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	2
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	2

公布された法令のあらまし

◎行政組織規則の一部を改正する規則（規則第35号）

事務執行体制の整備を図るため、本庁の組織に設置することがある職に防災計画監を追加するとともに、計画監を廃止することとし、所要の整備を行うこととした。

◎職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第7号）

行政組織規則の一部改正に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第35号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第378条の表中

「

計画監	企画県民部	政策創生部長の職務（計画の策定及び推進に関する職務に限る。）を補佐する。
情報戦略監	企画県民部	デジタル社会の形成及び情報通信技術の活用に関する事務について助言し、又は担任する。

」

を

「

情報戦略監	企画県民部	デジタル社会の形成及び情報通信技術の活用に関する事務について助言し、又は担任する。
防災計画監	企画県民部	防災に関する計画の策定及び推進に関する事務について助言し、又は担任する。

」

に改める。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

訓 令

兵庫県訓令第5号

本 庁
地 方 機 関

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年6月30日

兵庫県知事 井戸敏三

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和36年兵庫県訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「計画監」を「防災計画監」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月30日

兵庫県人事委員会
委員長 松田直人

兵庫県人事委員会規則第7号

職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

（職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

第1条 職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事の事務部局の款本庁の項中「計画監」を「防災計画監」に改める。

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第2条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の款本庁の項1中「計画監」を「防災計画監」に改める。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年6月30日

兵庫県人事委員会
委員長 松田直人

兵庫県人事委員会告示第5号

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程

職員の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事の内部部局の項9級の欄中「計画監」を「防災計画監」に改める。

附 則

この告示は、令和3年7月1日から施行する。